久留米市集団けんしん等業務仕様書

久　留　米　市

（健康福祉部保健所健康推進課）

この仕様書は、久留米市集団けんしん等業務について、企画提案書作成のために、基本的な仕様を定めたものである。

本委託業務の受託候補者として選定された者は市と協議を行い、受託候補者の企画提案内容にあわせて仕様書を変更の上、契約を締結する。ただし、提案内容が全て盛り込まれるものではないことに留意すること。

１．業務名

久留米市集団けんしん等業務

２．目的

久留米市（以下「市」という。）では、市民の健康増進や病気の早期発見・早期治療による医療費適正化を目指し、健康診査及びがん検診（以下「けんしん」という。）を複合的に実施できる集団けんしん等を実施してきた。

今後、更なる生活習慣病・がん死亡者の増加が懸念されるため、より一層市民の健康増進や病気の早期発見・早期治療による医療費適正化に努め、けんしん受診率、及び特定保健指導実施率の向上を図ることが重要である。

このことから、集団けんしん等に係る一連の手続きを円滑・適正に実施でき、かつ市の状況に応じた効果的な事業展開ができる者へ集団けんしん等業務を委託し、事業実施することを目的とする。

３．委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日までとする。

ただし、特定保健指導については、当該期間内に初回支援を実施したものが実績評価を終了するまでとする。

４．けんしん等の実施項目・対象者

けんしん等の実施項目及び対象者は次表のとおりとする。

なお、厚生労働省健康局長通知「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、対象者を見直す場合がある。

項目		対象者 （久留米市に住所を有し、基準日時点で対象年齢の者）
がん検診等	大腸がん検診	４０歳以上の者
	子宮頸がん検診	２０歳からの２歳毎（偶数年齢）の女性 及び２１歳の女性
	乳がん検診	４０歳からの２歳毎（偶数年齢）の女性 及び４１歳の女性
	骨粗しょう症検診	２５歳・３０歳・３５歳・４０歳・４５歳・５０歳・ ５５歳・６０歳・６５歳・７０歳の女性
	胃がん検診	５０歳からの２歳毎（偶数年齢）の者
	肺がん・結核検診	４０歳以上の者
生活習慣病予防健康診査		・健診実施年度に３５歳から３９歳になる者 ・健診実施年度に４０歳以上になり、かつ各医療保険の被保険者・被扶養者に該当しない者
久留米市国民健康保険特定健康診査		特定健康診査の実施年度に４０歳から７５歳の年齢に達する久留米市国民健康保険の被保険者 ※実施年度に７５歳になる者は、誕生日の前日まで対象

健診結果説明業務	上記の生活習慣病予防健康診査または久留米市国民健康保険特定健康診査を受診した者
久留米市国民健康保険特定保健指導	上記の特定健康診査にて、特定保健指導の対象に該当した者

※基準日は以下のとおり。

がん検診等：実施年度の翌年度の４月１日

生活習慣病予防健康診査及び久留米市国民健康保険特定健康診査：実施年度の３月３１日

５．けんしんの個人負担金及び免除該当者

（１）個人負担金

けんしんごとの個人負担金は次表のとおりとする。なお、契約期間中に個人負担金額を見直す場合がある。

項目		個人負担金
がん検診等	大腸がん検診	５００円
	子宮頸がん検診	４００円
	乳がん検診	１方向撮影（５０歳代以上）：４００円 ２方向撮影（４０歳代）：７００円
	骨粗しょう症検診	３００円
	胃がん検診	６００円
	肺がん・結核検診	５００円
生活習慣病予防健康診査		５００円
久留米市国民健康保険特定健康診査		なし
久留米市国民健康保険特定保健指導		なし

（２）個人負担金免除該当者

次表の左欄に該当する者は右欄の確認証等により個人負担金を免除するものとする。

区分	確認証等の種類
生活保護世帯に属する者	生活保護受給証明書
中国残留邦人世帯に属する者	支援給付証明書
市民税非課税世帯に属する者	無料健康診査確認書
	保険料段階が第１～３段階である介護保険料納付通知書
無料クーポン券利用の者	無料クーポン券（大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診）

６．集団けんしんの実施日程及びレディースデーの設定

（１）集団けんしんの実施日程

令和６年度の実施日時及び会場については、原則として別紙１のとおりとし、契約締結後に市と受託者が協議して最終決定するものとする。

なお、令和７年度以降の実施日時及び会場については、受託者が受診者数や動向等を鑑みて、翌年度の集団けんしん等実施計画案を毎年９月に市に提出するものとし、市と受託者で協議のうえ、翌年度の実施日程等を決定するものとする。

（２）レディースデーの設定

集団けんしん実施日程のうち、受診者を女性のみに限定するレディースデーを以下のとおり設定し、実施すること。

ア．実施回数

期間内に計１５日間程度実施するものとし、令和６年度の実施日時及び会場については、原則として別紙１のとおりとする。

なお、令和７年度以降については、市と受託者が協議のうえ、決定する。

イ．従事スタッフ

医師及びスタッフを全て女性とすること。検診車の運転及び個人負担金の徴収については、男性でも可とする。

ウ．レディースデーにおける託児業務

- 託児に必要な物品は市が貸与するため、その物品を契約期間中管理し、託児を行う部屋に配置すること。
- 市は、託児業務を行う保育士を雇用し、保育士の出務予定日の前々日までに、受託者に対して保育士の氏名や出務時間の情報を提供すること。
- 受託者は保育士の出務を確認し、託児室への案内を行い、出務終了時（退勤）の確認も行い、出務時間について市に報告すること。
- 保育士からの要望については、けんしん当日（けんしん日が土日祝日の場合は翌営業日）に市に報告すること。

エ．その他

見積り額には、レディースデーを実施するために必要な経費を含めること。

７．年度あたり受診想定人数

受託者は、次表の年度あたり受診想定人数を勘案し、各けんしん等の実施日あたりの受診人数や予約枠１コマ（３０分単位）当たりの予約者数上限を設定のうえ、従事者人員等を提案すること。

受託者の提案に基づき、市と受託者で協議のうえ、予約枠１コマあたりの予約者数上限を決定するものとする。

項目	人数
大腸がん検診	2,442 人
子宮頸がん検診	2,262 人
乳がん検診	1,974 人
骨粗しょう症検診	565 人
胃がん検診	842 人
肺がん・結核検診	2,305 人
生活習慣病予防健康診査	315 人
久留米市国民健康保険特定健康診査	2,113 人
健診結果説明業務	2,428 人
久留米市国民健康保険特定保健指導	266 人

８．業務内容

受託者は、以下のとおり業務を実施すること。

（１）業務全般について

ア．受診者のプライバシーに十分配慮して実施すること。

イ．業務の実施に必要な物品等は、受託者がすべて用意すること。

ウ．不測の事態が発生した場合には、市と協議し対応を決定すること。

エ．受診予約者データや受診結果データ等の電子データ伝送については、個人情報の取扱いの観点からLGWAN回線若しくは閉域網回線のみ利用可能とするため、電子データ授受の体制構築を行うこと。なお、閉域網回線を利用する場合は受託者において接続に利用するための機器及び回線を準備し、閉域網回線にかかる一切の費用について見積り額に含めること。

オ．受診者情報を管理する市の保健情報システムについては一切の改修を行わない。そのため、市と受託者間において伝送される各種電子データ様式は、市の保健情報システムにて作成される様式又は取込ができる様式とする。

カ．受診者等への送付物について、郵便局から返送があった場合、対象者へ連絡を取り再送付すること。また、送付物が届かない等の申し出があった場合は、既に発送済みの送付物であっても、再送付に応じること。

（２）けんしん実施前の準備

ア．受診予約者データについて、市の保健情報システムで作成した様式で受託者に提供する。受託者は、市から提出された受診予約者データを基に、案内文及び問診票に受診予約者の住所、氏名、生年月日を印字し、受診日の１週間前までに受診予約者へ送り届けること。その際、記入例等を含む問診票、検査キット（特定健康診査及び生活習慣病予防健康診査の受診予約者には採尿検査容器、大腸がん検診の受診予約者には採便検査容器）等も併せて同封すること。

イ．案内文については、市が示す内容を基に受託者が作成すること。

ウ．受託者の問診票を使用すること。なお、問診票の内容は、「久留米市各種がん検診等の手引き」及び「久留米市各種健康診査の手引き」に記載された内容を満たすものであること。

エ．案内文及び問診票等の送付に係る封筒は、市独自のデザインのものとし、送付に係る印刷物、封筒等の作成費用及び郵送料等の費用は、受託者の負担とする。また、郵送料等の通信料は委託料に含む。

（３）けんしん会場での受付

ア．感染症に罹患している恐れがある受診者には、当日の受診を断り、症状が改善してから、日時を改めて受診するように案内すること。また、感染症流行時等、市が必要と判断した場合は、受診者が会場に入場する前に、検温や有症状の確認等の健康管理を実施すること。

イ．以下のとおり受診者の確認を実施し、受診対象外の者へけんしんを行わないこと。

・受診者の住所、氏名、生年月日を確認し、受診対象者であること、及び重複受診者でないことを確認すること。受診対象者であることの確認は、健康保険証や運転免許証等の本人確認書類にて行うものとする。

・久留米市国民健康保険特定健康診査の受診者には、久留米市国民健康保険の資格が確認できる書類及び特定健康診査受診券（以下「受診券」という。）の提示を求め､国民健康保険の資格及び受診券の有効期限を確認し､受診券を回収すること。なお、当該年度における７５歳到達者には、誕生日前日までを有効期限とする受診券を発行しているので、注意すること。

・問診票が正しく記載されているか確認すること。

ウ．各会場にて個人負担金を徴収すること。

エ．個人負担金を免除できる確認証等を確認できた者は、証明書等の原本を回収すること。なお、各証明書等は、けんしんの実施年度に発行されたもののみ有効となる。

介護保険料納付通知書の提示による個人負担金免除者については、介護保険料納付通知書を回収せず、氏名、生年月日、受診日、けんしん受診項目を記載した免除者名簿を作成し、業務報告書とともに提出すること。

オ．けんしん当日に、がん検診無料クーポン券や特定健康診査受診券の再交付申請があった際は、受診資格の有無を確認後、受診者に申請書を記載させ、個人負担金免除者として受診させること。申請書については、市に発送する。市は受領後に発券し、受託者へ送付する。受託者は委託料請求の際、その券を用いること。

（４）けんしん実施

ア．以下のけんしんを実施すること。なお、実施方法については別紙２～９のとおりとする。

・大腸がん検診

・子宮頸がん検診

・乳がん検診
・骨粗しょう症検診
・胃がん検診
・肺がん・結核検診
・生活習慣病予防健康診査
・久留米市国民健康保険特定健康診査

イ．受診時、受診者の移動の順序を明確にし、表示や案内係を配置し、受診者が受診の流れを理解できるように説明する等、円滑かつ快適に受診できるようにすること。

ウ．受付からけんしん終了まで効率的に実施し、一人当たり概ね６０分以内に終了させること。やむを得ず、待ち時間が生じる場合は、受診者が不快を感じないよう環境に配慮すること。

エ．けんしんの結果、「要精密検査」や「特定保健指導該当」となった場合には、必ず受診する必要があることを明確に知らせるとともに、受診の方法や内容について説明すること。

オ．けんしん結果や、「要精密検査」または「特定保健指導該当」となった場合のそれぞれの結果の市への報告等、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、受診者に対し十分な説明を行うこと。

カ．生活習慣病予防健康診査または久留米市国民健康保険特定健康診査受診者には、受診後約１か月後に結果説明を行うため、結果説明の予約を入れること。

キ．けんしん終了後は、使用施設の清掃・消毒及び窓等の施錠の確認を行うこと。

（５）けんしん結果の通知（説明）

【がん検診等】

ア．受診後１か月以内に郵送にて受診者に結果を通知すること。

イ．検診結果が「要精密検査」に区分された者には、検診後１か月以内に、結果及び精密検査の方法や内容について通知するとともに、適切な医療機関への受診勧奨を実施すること。「要精密検査」以外に区分された者への対応は別紙２～７に記載のとおりとする。

ウ．検診結果が「要精密検査」で、かつ緊急を要する場合は、結果を通知する前に本人と市に連絡し、直ちに精密検査を受診する旨を伝えること。

【生活習慣病予防健康診査及び久留米市国民健康保険特定健康診査】

ア．健診終了後、速やかに、結果通知表を作成すること。なお、結果通知表は、高齢者の医療の確保に関する法律第２３条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表の「標準様式」に沿ったものであること。

イ．健診結果から治療が必要であると判断した者に対して、速やかに受診勧奨をするとともに、重症化防止の視点から、対象者が健診受診の必要性について理解し、適切な受診行動を行えるよう支援すること。なお、健診結果から緊急の治療を要する場合は、本人と市に連絡し、直ちに病院を受診する旨を伝えること。

ウ．受託者は、受診者に結果説明を行うこと。結果説明業務の実施方法については、別紙１０のとおりとする。

エ．結果説明の予定日から１か月を経過しても結果説明が行えない場合や、受診者が結果説明を希望しない場合は、結果通知表を受診者の住所へ郵送すること。

（６）精密検査・保健指導が必要な者に係る業務

【がん検診等】

ア．精密検査方法及び精密検査（治療）結果について、精密検査実施機関から報告を受け、把握すること。なお、精密検査（治療）結果とは、地域保健・健康増進事業報告に必要な情報及び市が必要と定める情報を指す。

イ．精密検査の受診確認が取れない者について、検診から３か月後に精密検査受診勧奨

（大腸がん検診については約５か月後に再勧奨）を行い、受診状況の確認を行うこと。

ウ．精密検査結果報告書において、がん及びがん疑いと診断された者には、精密検査実施医療機関または治療を実施した医療機関に対し、検査・治療に関する追跡調査を随時行うこと。

エ．受託者が受領した精密検査結果にて診断名が未確定の者、精密検査実施医療機関が判明しているが精密検査結果が受託者に届いていない者を対象として、医療機関への追跡調査を随時行うこと。なお、調査に使用する様式や詳細な調査時期等については、別途協議を行うこととする。

【久留米市国民健康保険特定健康診査】

久留米市国民健康保険特定健康診査受診の結果、特定保健指導の該当となった者には、久留米市国民健康保険特定保健指導を実施すること。実施方法については、別紙１１のとおりとする。

（７）市への報告・検討

【けんしん共通】

ア．市が指定する様式により、日報及び月報を作成すること。なお、日報については実施日の翌々日までに、月報については実施月の翌月１０日までに市に提出すること。

イ．けんしん後１か月以内に、けんしん結果を紙及び電子データにて市に提出すること。なお電子データについては、国の標準様式のほか、久留米市の独自様式があるため留意すること。

ウ．市が案内するけんしん項目ごとの部会や検討会へ、医師又は技師を統括する責任ある立場の者が参画する。

【がん検診等】

ア．地域保健・健康増進事業報告に必要な項目を満たし、かつ国がプロセス指標（受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度）に基づく検討ができる内容のデータを集計し、提出すること。

※骨粗しょう症検診は除く。

イ．検診後１か月以内に、受診者、判定結果、判定有所見者が記載された日付順の一覧表を紙で提出すること。

ウ．毎月の業務終了後に、１か月の業務報告書、及び個人負担金免除者から回収した証明書等（介護保険料納付通知書の提示による個人負担金免除者については、その免除者名簿）を市に提出すること。

エ．要精密検査となった者の受診状況・結果については、検診受診から４か月後までに市へ報告すること。報告様式については以下のとおりとし、いずれの帳票も検診種別、受診日順で市に提出すること。また、年度末報告を、検診実施年度の翌年５月と９月に報告すること。なお、報告方法については、別途協議・調整を行うこととする。

・有所見者（要精密検査者）リスト
・精密検査結果一覧表
・紹介状（写し）

オ．追跡調査の結果については、検診実施年度の翌年５月と９月に報告すること。なお、報告方法については、別途協議・調整を行うこととする。

カ．検診項目ごとに、事業評価のためのチェックリスト（検診実施機関用）に基づく検討を実施する。

※骨粗しょう症検診は除く。

【久留米市国民健康保険特定健康診査】

受診券は回収後、月報とともに翌月１０日までに市へ送付すること。

９．委託料の請求

本委託業務は単価契約とし、業務に係る経費は、契約単価に受診件数等を乗じた額とする。業務ごとに、次に掲げる方法により請求すること。なお、受託者の企画提案により実施する業務に係る費用については、見積り額に含むものとする

（１）がん検診等及び生活習慣病予防健康診査

ア．毎月の業務終了後に受託者が提出する業務報告書、及び個人負担金免除者から回収した証明書等をもとに、市が業務内容を確認する。業務が遺漏なく履行されていることを確認し、承認の旨を報告したのち、市に請求書を送付すること。

イ．個人負担金を徴収したけんしん項目については、各契約単価から個人負担金を差し引いた額を請求すること。

（２）久留米市国民健康保険特定健康診査

ア．特定健康診査実施後、速やかに結果を取りまとめ、福岡県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）へ請求すること。

イ．結果の取りまとめ及び国保連合会への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを電子情報処理組織（国保連合会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくは CD－R）を実施月の翌月５日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌営業日を期限とする。

ウ．確定している健診等結果データ及び決済データに対して、内容等の誤りがあった場合は過誤調整を行う。

（３）久留米市国民健康保険特定保健指導

請求先、結果の取りまとめ及び送付方法については、上記の久留米市国民健康保険特定健康診査と同じである。請求金額の算定方法については以下のとおりとする。

なお、確定している保健指導等結果データ及び決済データに対して、内容等の誤りがあった場合は過誤調整を行う。

【動機付け支援】

ア．委託料について、初回時面接分として８割、実績評価分として２割とし、その合計を実績評価終了後に請求すること。ただし、けんしん当日に初回面接を実施し、２回目の初回面接ができなかった場合、以下に該当する場合に限り、初回未完了として、初回面接分の５割を請求すること。

・２回目の初回面接を実施する前に、対象者が、久留米市国民健康保険の資格を喪失した場合
・２回目の初回面接を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に２回以上の連絡を取ろうと試みたが、連絡が取れなかった場合
・２回目の初回面接を対象者が拒否した場合

イ．途中脱落した者の委託料は、途中脱落確定後に、初回時面接分として８割を請求すること。

【積極的支援】

ア．委託料について、初回時面接分として４割、継続的支援分として５割、実績評価分として１割とし、その合計を実績評価終了後に請求すること。ただし、けんしん当日に初回面接を実施し、２回目の初回面接ができなかった場合、以下に該当する場合に限り、初回未完了として、初回面接分の５割を請求すること。

・２回目の初回面接を実施する前に、対象者が、久留米市国民健康保険の資格を喪失した場合

・２回目の初回面接を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に２回以上の連絡を取ろうと試みたが、連絡が取れなかった場合
・２回目の初回面接を対象者が拒否した場合

イ．途中脱落した者の委託料は、途中脱落確定後に、初回時面接分として４割、継続的支援分のうち実施済点数相当分の合計を請求すること。

１０．業務体制

業務の運営にあたって、受託者は本仕様書に記載した業務を円滑かつ適正に遂行することが可能な体制を整備すること。

（１）管理者

ア．受託者は、事前に管理者を定めること。

イ．管理者は各会場に執務し、その管理者の氏名と連絡先を市に報告すること。

ウ．管理者は、市の担当者と緊密な連携を保ち、本委託業務を安全かつ適正に遂行できるよう統括すること。

エ．管理者は、集団けんしん等業務に必要な知識及び技能を有するとともに、業務全般を掌握し、本委託業務の管理運営能力を有すること。

（２）従事者

本仕様書で示す業務量等を総合的に勘案し、最適な従事者を確保し配置すること。

（３）苦情・事故等の対応

ア．受診の際の安全管理を徹底し、混雑や緊急時に対応できる体制を整え、受診者からの苦情、及び受診中の事故等が発生しないように努めるとともに、発生した場合には受託者が誠意をもって対応し、速やかに市に報告すること。

イ．苦情や事故等の内容について、経緯を含め記録し、再発防止策と併せて市に報告すること。

（４）緊急対応

緊急を有する事案が生じた際は、下記「緊急時における対応要領」のとおりとする。

緊急時における対応要領

けんしん会場において、受診者が体調不良を訴えた場合は、受託者は以下のとおり対応するものとする。

１．体調不良者を発見次第、「安静」又は「病院搬送」、いずれの対応が必要かを判断し、その上で市に対して電話にて報告する。

２．「安静」が必要と判断した場合は、以下の対応を行う。

（１）安静のためのスペースを確保し、付き添った上で必要な措置をとる等、状況に応じた対応を行う。

（２）必要性があれば、帰宅後の状況も確認する。

（３）なお、上記の状況については、随時、市に対して電話にて報告する。

３．「病院搬送」が必要と判断した場合は、以下の対応を行う。

（１）体調不良者に確認を取った上で、病院への連絡や救急車両の手配等を行う等、状況に応じて必要な措置をとる。

（２）体調不良者の状況を確認した上で、必要に応じて病院に同行する。また、家族にも連絡を行う等、状況に応じて必要な措置をとる。

（３）必要性があれば、帰宅後の状況も確認する。

（４）なお、上記の状況については、随時、市に対して電話にて報告する。

（５）治療に要する医療費については、受診者と協議のうえ、必要な対応をとること。

４．けんしん実施日の翌日までに、経過や対応状況等を書面（任意様式）により取りまとめ、市に対して報告する。

５．上記にあげる項目以外の緊急事態が発生した場合は、市に連絡を行い、その指示に従うものとする。

（５）その他

ア．従事者の欠勤等及び悪天候等による交通機関の停止等の理由で、従事者に不足が生じる場合は、速やかに代替要員を確保する等、業務に支障がないようにすること。また、そのような場合に備えて、事前に代替の従事者の確保を行うこと。

イ．業務量に変動があった場合、 柔軟に対応可能な従事者数及び業務体制を提案し、市と協議の上、決定すること。

ウ．けんしん当日、検診車両の故障や事故、並びに交通渋滞による遅延等が発生したときは、原因が発生した時刻から６０分以内に代替車両をけんしん会場に配置すること。

エ．けんしんの予約者が市の設定する定員を超え、市が必要と認めた場合は、検診車両の追加手配を行うこと。なお、追加手配の指示については、けんしん実施日の１０日前までに、市が受託者に対して行うものとする。

オ．天災及び天候不良、感染症の流行等を理由として、集団けんしんを急遽「中止」とすることもある。その際は、市が集団けんしん実施日の前日の１７時まで、又はその当日に、「中止」の指示を行うため、受託者はその指示に従って、必要な対応を行うこと。

１１．設備備品及び物品に係る事項

（１）けんしん会場の開閉及び冷暖房が必要な時期の空調の管理は、受託者で行うこと。なお、空調の使用料は市が負担する。

（２）鍵の借用返却が必要なけんしん会場を使用する場合は、市の指示に従うこと。

（３）けんしんの実施にあたっては、各会場で使用する机、椅子等の備品を適宜準備すること。

（４）業務実施の際、外部電源が確保できない場合は、自家発電で行うこと。

（５)駐車券が必要な会場で業務を実施する際は､受託者は市が準備する駐車券を受け取り、当日に受診者に配布すること。

（６）けんしん会場には、市が貸与する掲示物を掲示すること。

１２．がん検診・健康診査受診率及び特定保健指導実施率向上に係る事項

受託者は、本仕様書に定めはないが、がん検診・健康診査受診率及び特定保健指導実施率向上に寄与すると認められる集団けんしん等業務の仕組みについて、市に対して提案を行うことができる。なお、当該提案の実施については、市と受託者で協議のうえ決定するものとする。

１３．受診者への健康づくり施策の啓発に係る事項

けんしん会場において、市が受診者への資料配布やアンケートの調査等、市民への健康づくり施策の普及啓発を希望する場合、受託者は受診者への資料配布や説明、アンケート調査業務等を行うこと。なお、市が実施したい啓発内容について、市は受託者が定める管理者に対して事前に説明を行うものとし、けんしん会場における対応は管理者の管理のもと、受託者において対応するものとする。

１４．会場レイアウトに係る事項

会場のレイアウトについて、契約締結後に市と協議し決定すること。なお、使用する施設について、改修工事等が重なり、使用が一部できない場合、状況に応じて会場レイアウト等を変更すること。

１５．会議の開催

契約締結後は、業務内容やスケジュール等の確認、及び本仕様書等に定めのない事項の協議等のための会議を随時開催し、業務完遂を目指すこと。

１６．情報の保護

（１）市・受託者の双方は本委託業務の履行にあたり知り得た情報を第三者に漏らさないこと。（資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む）

（２）受託者は、本委託業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、毀損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じること。

（３）本委託業務完了後、受託者は、本委託業務の履行にあたり収集、管理したデータを市に引き渡すものとする。

（４）受託者は、本委託業務の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律及び関連する各種の規程を遵守するとともに、別紙１２「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（５）個人情報保護の徹底・強化の観点から、受託者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与するプライバシーマーク又はISMS認証（ISO/IEC27001）の登録がされていること

（６）受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託者が検査機器の不備等により、集団けんしんにおける検査等（便潜血検査、細胞診、読影及び血液検査）の実施を予め明示し、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合について、あらかじめ市の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（７）本委託業務の契約内容について、履行されない状況が発生した場合や文書により業務改善を通知したものが一定期間を過ぎても改善が図られないとき、また、個人情報の漏洩が発生した場合には、市は契約を破棄する権利を有し、それによって生じた損害については、受託者が賠償する責任を負うものとする。

（８）受託者は、従事者に対し個人情報の保護に関する研修等を適宜実施すること。

１７．その他

（１）受託者は、本委託業務の実施に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。

（２）暴力団排除に関する事項

受託者は、契約の履行に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア．暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所管の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ．暴力団等から不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、その旨を速やかに市に報告するとともに、所管の警察署に被害届を提出すること。

ウ．排除対策を講じたにもかかわらず、履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに市と工程に関する協議を行うこと。

（３）市が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処すること。